

独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター

令和 9 年度 奨学生募集要項

この奨学金制度は、看護学校等を卒業後、看護師または助産師として舞鶴医療センターに就職を希望する方に対し、奨学金を貸与することにより就学を支援することを目的としています。

1. 対象者

助産師養成学校、看護大学、看護短期大学、看護師養成学校（3年、2年課程）に在学中または進学予定の方で、卒業後に舞鶴医療センターに常勤職員として就職を希望する方。

ただし、他の特定の医療機関で勤務することを条件に奨学金を貸与されている方を除きます。

2. 募集人数

各卒業年度につき 10 人程度

※令和 8 年度に最終学年の方は対象外となります。

3. 奨学金の額

年額 50 万円

※令和 9 年度から貸与を開始し、年額を各年度の 5 月に支給します。

※貸与期間は、卒業までの最短修学年数かつ最長 4 年間です。

4. 応募方法

次の書類を下記申込先に持参または郵送してください。

- ① 奨学金貸与申請書（別紙）
- ② 学校長からの推薦書
- ③ 成績証明書

5. 募集期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）～ 8 月 31 日（月）

令和 8 年 12 月 1 日（火）～ 1 月 8 日（金）

6. 選考日及び選考方法

選考日 応募者へ追って連絡します。

選考方法 書類選考及び面接試験

7. 奨学金返還の免除

- ・ 奨学金の貸与期間と同じ期間を舞鶴医療センターの助産師または看護師（常勤職員）として業務に従事した場合、全額の返還を免除します。
- ・ ただし、奨学金の貸与決定をもって舞鶴医療センターへの採用を約束するものではありません。
- ・ 他病院に就職した場合、国家試験に不合格となった場合、休学や進級ができない等の理由により修学年限で卒業できなくなった場合等、原則として貸与した奨学金の一括返還が必要となります。

8. 申込先・問い合わせ先

〒625-8502 京都府舞鶴市字行永 2410 番地

独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター

管理課 給与係長

電話番号 0773-62-2680

※郵送の場合は期間内必着。封筒の表面に朱書きで「奨学生申請書在中」と記載してください。

※持参の場合は平日 8 時 30 分～17 時 15 分に舞鶴医療センター 2 階管理課まで持参してください。

独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター奨学金貸与要領

(目的)

第1条 本要領は、独立行政法人国立病院機構奨学金貸与規程（平成18年規程第28号。以下「貸与規程」という。）第14条に基づき、独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター（以下「舞鶴医療センター」という。）に必要な看護師及び助産師を確保するため、国立病院機構附属看護学校等（以下「看護学校」という。）に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定めることを目的とする。

(貸与対象)

第2条 奨学金貸与の対象となる者は、看護学校等に在籍する学生であって、卒業後、舞鶴医療センターに常勤職員として勤務することを希望する学生とする。ただし、他の特定の医療機関で勤務することを条件に奨学金を貸与されている者については、この限りではない。

(奨学生の人数、奨学金の額及び貸与期間)

第3条 奨学生の人数は、各卒業年度につき10人以内とする。ただし、院長が必要と認めた場合は、10人を超えて貸与することができる。

2 奨学金の貸与額は、奨学生1人あたり1年度につき50万円とする。

3 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度までの最長4年間の期間とする。

(貸与申請)

第4条 奨学金の貸与を受けることを希望する者は、申請時に在籍する学校長の推薦書及び成績証明書を奨学生申請書（様式第1号）に添付のうえ、舞鶴医療センター院長（以下「院長」という。）に申請するものとする。

2 奨学生の募集は、毎年、各卒業年度の定員に満たない人数に対し、別に定める募集要項により行うものとする。

(奨学生の決定)

第5条 院長は、書類選考及び面接試験により、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定し、奨学金貸与決定通知（様式第2号）により通知するものとする。

2 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した後速やかに、院長に対して奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

3 選考の結果、奨学金の貸与を行わないことが決定した場合は、当該申請者に対し、奨学金貸与不承認決定通知書（様式第2号の2）により通知する。

(奨学生の義務)

第6条 奨学生は、卒業後、舞鶴医療センターにおいて看護師又は助産師として勤務するものとする。

2 奨学生は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに院長に届出なければならない。

- 一 休学、復学、留年又は退学したとき。
- 二 停学その他の処分を受けたとき。
- 三 奨学生誓約書の記載事項に変更があったとき。

3 奨学生は、奨学金の貸与を受けるにあたり、毎年4月に看護学校等の在籍証明書を院長に提出するものとする。

(貸与方法及び利息)

第7条 院長は、原則として、奨学生となった年度から卒業する年度まで、毎年5月に奨学金の年額に相当する額を貸与する。

2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(連帯保証人)

第8条 奨学生は、一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者2人を連帯保証人として立てなければならない。

2 連帯保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消し)

第9条 院長は、奨学生が次の各号に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消す。

- 一 貸与規程第10条の規定により奨学生を辞退したとき。
- 二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき。
- 三 看護学校学生にあつては新たな学年に進級又は修業年限内に卒業できないとき、助産学校学生にあつては入学から1年間で助産師国家試験の受験資格が取得できないとき。
- 四 その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願（様式第4号）を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第11条 院長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を免除するものとする。

一 奨学生が、看護学校等を卒業後、舞鶴医療センターにおいて、常勤職員として引き続き第3条第3項に定める貸与期間相当の期間業務に従事したとき。ただし、奨学生が看護学校等を卒業後、舞鶴医療センターにおいて、常勤職員として引き続き1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除するものとする。なお、業務に従事した1年未満の期間は返還を免除する期間には該当しないものとする。

二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 前項第一号に定める業務に従事した期間には、休職、休業及び1月を超える長期の休暇により勤務しなかった期間は含まないものとする。

3 第1項の規定により返還の債務を免除した場合、院長は本人及び連帯保証人に対し奨学金返還免除決定通知書（様式第5号及び第5号の2）により通知するものとする。

(返還)

第12条 奨学生は、前条に掲げる場合を除き、看護学校等を卒業後、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければならない。

2 奨学生は、前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければならない。

一 第9条の規定により奨学生の資格を取り消されたとき。

二 職員採用試験に不合格になったとき。

三 卒業当年に看護師又は助産師の免許を取得できないとき。

3 前二項における「院長の指定した日」は、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日とする。

(延滞金)

第13条 院長は、奨学生が、貸与した奨学金の全額又は貸与した奨学金から第11条第1項の規定に基づき返還の債務を免除した額を減じた額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、独立行政法人国立病院機構会計規程（平成16年規程第34号。以下「会計規程」という。）第25条の規定に基づき延滞金を徴収するものとする。

(紛争対応)

第14条 本要領第11条第1項第1号に規定する勤務の誓約を果たさず、かつ第12条に規定する奨学金の返還の義務が履行されない場合、院長は、連帯保証人への返還請求等法的措置をとるものとする。

(奨学金台帳の作成)

第15条 院長は、奨学生毎に奨学金台帳（様式第6号）を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返還を免除した場合又は奨学金の返還を受けた場合には速やかに記録し、5年間保存しなければならない。

(疑義の調整)

第16条 貸与規程及び本要領に定めのない事項及び本要領に関し疑義が生じたときは、必要に応じて院長と奨学生が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年5月22日から施行する。

令和8年5月25日 一部改正